

共用試験の判定基準に関する申合せ

〔平成26年3月12日〕
医学科会議決定

共用試験の判定基準について、下記のとおり申し合わせる。

記

- 第1 共用試験の合格の判定は、**CBT** 及び **OSCE** の両方に合格した者に対し行う。
- 2 共用試験を不合格と判定された者は、翌年度の4年次科目すべてを聴講し、**CBT** 及び **OSCE** の両方を受験しなければならない。なお、4年次科目のそれぞれ授業を行った時数の3分の1を超えて欠席した者に対しては、**CBT** 及び **OSCE** の受験資格を認めない。
- 第2 **CBT** 本試験の評価については、能力値（以下 **IRT** 値）43以上をもって合格とし、**IRT** 値43未満の場合には再試験を行う。なお、再試験の評価についても、**IRT** 値43以上をもって合格とする。
- 第3 **OSCE** 本試験の評価については、すべてのステーションで60点以上を取得することをもって合格とし、60点未満のステーションがあった場合には、当該ステーションについて再試験を行う。なお、再試験の評価についても、60点以上を合格とする。

附 則

この申合せは、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成23年11月16日から施行する。

附 則

この申合せは、平成26年4月1日から施行する。